

**令和2年度野田村一般会計歳入歳出決算において地方消費税交付金  
(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費**

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収については、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度野田村一般会計歳入歳出決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況は、以下のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 49,328千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,099,253千円

※社会保障4経費とは、いわゆる「年金・医療・介護・子育て」に係る経費を指します。

**【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】**

(単位:千円)

事業名	歳出 予算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県 支出金	村債	その他	地方消費税 交付金(社会 保障財源 化分)	その他	
社会福祉	社会福祉・障害者福祉事業	251,307	136,223	0	846	10,084	104,154
	高齢者福祉事業	23,226	232	0	4,217	1,658	17,119
	児童福祉事業	449,836	327,630	0	2,089	10,603	109,514
	母子福祉事業	16,947	3,177	0	10	1,215	12,545
	小計	741,316	467,262	0	7,162	23,560	243,332
社会保険	国民健康保険事業	31,261	18,522	0	0	1,124	11,615
	介護保険事業	102,944	0	0	26,740	6,727	69,477
	後期高齢者医療事業	61,563	11,350	0	823	4,360	45,030
	国民年金事業	105	99	0	0	0	6
	小計	195,873	29,971	0	27,563	12,211	126,128
保健衛生	保健衛生事業	120,121	454	0	829	10,491	108,347
	予防対策事業	24,197	5,080	0	0	1,688	17,429
	高齢者保健事業	17,594	1,321	0	769	1,369	14,135
	精神保健事業	152	53	0	0	9	90
	小計	162,064	6,908	0	1,598	13,557	140,001
合計	1,099,253	504,141	0	36,323	49,328	509,461	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分しています。

※国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業は、それぞれ特別会計への繰出金や広域連合への負担金を計上しています。